

## 資料 3

### 東青梅 1 丁目地内諸事業用地等の利活用等に関する検討委員会設置要綱

#### 1 設置

東青梅 1 丁目地内諸事業用地等（以下「用地等」という。）の利活用等について検討を行うため、東青梅 1 丁目地内諸事業用地等の利活用等に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### 2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 用地等の利活用に関すること。
- (2) その他用地等の利活用等に関し、必要な事項に関すること。

#### 3 組織

- (1) 委員会は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

ア 委員長 副市長

イ 副委員長 教育長

ウ 委員 青梅市経営会議規則（昭和 44 年規則第 27 号）第 2 条第 1 号に規定する部長および議会事務局長

- (2) 前号の規定にかかわらず、委員長は、必要と認める者を臨時委員として委員会に出席させることができる。

#### 4 委員長、副委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する副委員長がその職務を代理する。

#### 5 会議

委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

#### 6 部会

- (1) 委員会は、第 2 項に掲げる事項について専門的な検討を行うため、部会を置くことができる。
- (2) 部会は、委員長が指名する者をもって構成する。
- (3) 部会は、委員長が特に必要があると認めたときは、前号に定める者以外の者を出席させ、その説明または意見を聴くことができる。

#### 7 報告

委員会は、必要に応じて委員会の検討経過および結果を市長に報告す

る。

8 庶務

委員会の庶務は、企画政策担当課で処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

10 実施期日

この要綱は、平成26年7月15日から実施する。

11 経過措置

この要綱の一部改正は、平成29年5月9日から実施する。